

前回審査会（令和3年4月30日）における指摘事項及び都市計画決定権者の見解
 （東三河都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）豊橋田原ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書）

番号	指 摘 事 項	都市計画決定権者の見解
悪臭		
1	悪臭について、どのような一日を選ぶかで、条件が変わるが、どのように考えているか。 （長田委員）	悪臭の調査時期は、悪臭による生活環境への影響が大きくなると考えられる代表的な時期とします。具体的には、気温が高くなり、悪臭の状況が悪化しやすいと考えられる梅雨期と夏季に計画しています。
動物		
2	過去の調査において、ニホンイシガメが確認されているが、池周辺の陸上の改変が影響しないか、最新の知見に基づき、改めて予測・評価していただきたい。 （橋本委員）	現地調査によりニホンイシガメが確認された池は、周囲の法面を含めて改変の予定はありません。 動物については、準備書において新たに予測及び評価を行うものとしており、ニホンイシガメに関しても前述の状況を踏まえ、最新の知見に基づき予測及び評価を行います。
景観		
3	施設整備予定地が以前の計画に比べ南側に移動したため、南側の道路からの景観についても、調査・予測することを検討していただきたい。 （櫃田委員）	景観の調査・予測地点は、事業実施区域を見渡すことができ、不特定多数の人が利用もしくは集まる場所に設定しています。 南側の道路からの景観の調査・予測に関しては、景観調査地点である「めぐりパーク食彩村」が名豊道路（国道23号バイパス）沿いにあり、同じく調査を実施する「りすば豊橋」が県道405号小松原小池線沿いにあることから、これらのすでに計画されている調査・予測地点により対応できるものと考えています。
その他		
4	時間的にも空間的にもかなりタイトな工事にならざるをえない。 今後、特に工事期間中の工事車両と廃棄物搬入車両の干渉や、既存焼却炉の故障などのアクシデントへの対応など、丁寧な工事計画を速やかに固める必要がある。 （義家委員）	ご指摘のとおり、既存施設を稼働させながら段階的に工事を進めるため、安全管理及び工程管理を徹底した工事計画を策定します。